

## 平成 1 7 年度第 2 回

### 米子市建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成 1 8 年 1 月 2 0 日 ( 金 ) 午後 2 時から

場 所 米子市役所 4 0 1 会議室 ( 4 F )

出席者 委 員：松原会長、竹下委員、牧田委員、西村委員、前田委員、中村委員、大山委員  
事務局：森林総務部長、末葎入札契約課長、加藤総務課長(水道局)外

議 題 1 入札及び契約の運用状況について  
2 米子市建設工事の入札結果等の公表に関する事務取扱要綱の制定について  
3 その他

その他 (1) 公開・非公開の別：公開

(2) 傍聴者数：1人

(3) 会議資料の有無：有り(公文書公開請求により対応します。)

平成 1 7 年度第 2 回米子市建設工事等入札・契約審議会資料

入札及び契約の運用状況資料

入札及び契約の運用状況抽出案件資料

(4) 次回開催予定：未定

(5) 問い合わせ先：米子市総務部入札契約課(電話：0859-23-5366)

末葎課長 審議に入る前に会長の選出と職務代理者の指名をお願いしたい。

竹下委員 松原委員に。

各委員 同意。

松原会長 職務代理者は、竹下委員お願いする。

各委員 了解。

#### 議題 1 入札及び契約の運用状況について

##### [ 質疑 ]

松原会長 非常に多くの案件があるので、疑問点を指摘して、説明を求めたい。

下関主任 【補足説明】

事前に送付している抽出案件の資料の他に追加資料を配布している。これは、水道局の指名停止の一覧表と中村委員から質問のあった事項に関する資料。不調による随契が今回のリストに 2 件あるがこれは地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号に「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」に随意契約ができるという規定があり、これに基づき入札条件の 3 回目の入札でも落札者がいないため最低価格を提示した者と予定価格の範囲で契約したもの。また、低価格入札に関して当該業者の入札参加状況の一覧表を添付している。格付としては最下位のランクの業者であり、新規業者又は規模の小さな業者という位置付けである。

竹下委員 資料の訂正があるのでは。2 1 頁の委託工事の NO . 4 0 は落札金額の桁が誤っている。4 8 万 3 千円ではなく、4 8 3 万円ではないか。そうなると落札率も変わってくるが。

下関主任 そのとおり。委託の NO . 4 0 の契約金額は、4 , 8 3 0 , 0 0 0 円の誤り。

松原会長 それでは審議案件に。各委員の関心のある談合情報の案件について説明を。

奥谷係長 【談合情報処理に係る経過報告】

今回の案件については資料 2 に経過報告をつけている。8 月にメールで各委員に送付した資料と同じだが再度説明したい。物件名は車尾小学校既存屋内運動場解体撤去工事、予定価格は 1 9 , 3 8 3 , 0 0 0 円で工事希望型により募集した。有資格者 1 8 社のうち 1 6 社の申込が

あり、指名審査の結果、全社を指名して入札の準備をすすめていた。その間各社から郵便で入札書が送られてきた。入札当日の8月17日に匿名で落札業者が既に決まっており参加業者が16社である旨の電話があった。非公表の入札参加者数が情報どおりであったため、これを重視し、入札執行を延期した上で、翌18日に参加者のヒヤリングを行い、誓約書を提出させた。ヒヤリングの結果、談合の事実は確認できなかったが、公正取引委員会と警察に報告の上、公正入札調査委員会において、入札を実施し情報どおりであれば落札保留することを決定。入札の結果が情報どおりであったため、落札を保留し工事費内訳明細書を25日までに提出するよう指示。調査の結果、不自然な点が見つけられず、29日に同委員会で明確に談合の事実の立証が困難であることから落札を決定。ただし公正取引委員会、警察に情報提供を行い契約書に賠償の予定の規定を置くこととした。

### [ 質疑 ]

- 大山委員 過去に談合の事実が明確になったものはあるのか。
- 奥谷係長 米子市ではない。全国的にはヒヤリング等により明らかになったものがある。
- 大山委員 談合情報は過去にあったのか。
- 下関主任 米子市において過去にも談合情報はあった。
- 大山委員 個々の情報はどのようなところから入ってくるのか。
- 奥谷係長 前は直接ではなくマスコミに情報が入り、マスコミから連絡があった。情報どおりの結果であったので落札を保留し内訳書等の調査をおこなった。
- 竹下委員 入札を延期した時点と内訳書の提出までに間がある。入札参加の時点で内訳書は作っているのだからその時点で提出させるべき。これではつじつまを合わせることは誰にでもできる。これでは全く無意味である。どうしてこんなに日にちを空けるのか。
- 奥谷係長 この案件は郵便入札であり入札延期決定の時点では既に入札書は送られてきている。また工事費内訳書も同封されている。調査において提出を指示した詳細な内訳書は、当然入札書に同封されている工事費内訳書と整合していなければならない。談合情報があった時点で既に内訳は定まっておりそれを詳細な明細によって確認する調査を行った。
- 竹下委員 聴き取り調査はどのように行ったのか。所要時間は。
- 奥谷係長 調査票を資料としては配布していないが一社当たり20分程度、14の項目についてヒヤリングを行った。
- 竹下委員 その資料の提出は、可能か。
- 奥谷係長 可能。
- 竹下委員 保留にした時点で内訳書を提出させないと1週間もあれば金額に合わせて作ることができる。出てきた情報もきちんと使わないと出てこなくなる。改善の余地があるのでは。
- 松原会長 対応が少し甘いのでは。内訳書を見ていくとかなりばらつきがある。その調査は。
- 奥谷係長 ヒヤリングの段階では入札書も内訳書も開けておらず入札金額、内訳書についての調査は行っていない。
- 未葎課長 入札執行の直前で開札を保留した。今回は参加業者が16社だと知っているという事実を重視し調査をおこなった。
- 松原会長 各社の内訳書を見ると金額に大きな開きがあるものがあり、きちんと説明ができるのか。
- 奥谷係長 入札書を開封する前であったので中身の細かい点は追求できなかった。詳細なものを素早く調査すると言う点では、情報があつた場合でもとりあえず開札し、情報どおりであれば詳細な内訳書をすぐさま提出させるということでないとは対応ができない。従来は談合情報があれば開札前に一旦調査をするという流れにしていたが対応を替える必要もあるのではと考える。準備する暇を与えないという点で。
- 前田委員 ヒヤリングをする前に内訳書を提出させることはできないか。
- 奥谷係長 それもひとつの方法。
- 竹下委員 入札金額を積算するには、それぞれの部分の金額を積み上げる必要がある。従って既に明細

は整っている。直ぐに提出させないと検証ができない。

前田委員 NO. 49の低入札価格調査に添付されている資料と同じような資料の提出があるのか。

奥谷係長 同じような詳細な積算資料を提出させ調査した。

前田委員 FAXの日付などがあるので後で直すのは難しい。そのような点も見ているのか。

奥谷係長 日付なども含めて全体的に不自然なところがないか調査する。工事費内訳書について意見をいただいたが、その点を踏まえ検討したい。今回の件については、前回審議いただいた談合情報事務処理マニュアルのフローに沿って処理を進めたものである。時間的な余裕を与えないという点を踏まえ検討し、必要であれば改正案を審議会に提案したい。

中村委員 談合情報があるときの入札の際に一緒に明細書を持ってきてもらうことはできるのか。

牧田委員 私が審議を希望した理由は、入札の公平性という観点での希望型。参加した業者数が比較的多い16。そういった中での談合情報で、まず事実経過が知りたい。

もうひとつは市の調査能力は何かということ。いろいろ意見がありましたがただフローに沿って処理するのではなく、市にとって調査能力を考えてぎりぎり何処までできるのか。そこを徹底的に論議し、市が自主的に審議会で行われてではなく自らが検討し、この場に提案されることを望む。具体的なケースによって対応が違うと思うが一般的な手法を確認して、市がぎりぎりどこまで談合防止できるか、大きな観点から検討してほしい。一般的な処理の仕方、審査の基本的な方法を検討し提案してほしい。

奥谷係長 市の捜査能力は警察とは比べ物にならないが、基本となるのは工事費内訳書の中身が適正なものか、不自然な点はないかということ。相手から提出させた資料をいかに審査していくのかということに行き着く。このことに関しては先ほど意見をいただいた如何にタイムラグをなくして調査を行うかという部分を検討していきたい。現行のフローについても検討の結果、変更するかもしれない。今のところ腹案を提示できる状況ではないが入札を延期するか否かをふくめて検討したい。

松原会長 それではその他の件はどうか。

中村委員 設計図書の販売は2箇所なのか。1つの案件については同じ場所なのか。そのことに関しては問題がないのか。

奥谷係長 同じ公表日の案件は同じ販売店。販売店とは購入者の情報を漏らさないような契約条件にしているが、理論上販売店で顔を合わせる可能性はある。しかし、現実問題として同じ日に発注する案件は多くあり、どの案件に参加するのは本人にしかわからない。また事前に申込をさせるようにし、その場に長く滞在しないよう直ぐに渡せるようにしている。談合情報のあった案件については販売店に対して情報漏洩の有無を確認している。

中村委員 それは1社でないか。

奥谷係長 経費の問題と業者の混乱を防ぐため週替わりで1社にしている。

中村委員 他のところの状況は。

奥谷係長 県は期間を定めて販売店を指定している。

下関主任 設計図書の販売をおこなっているところは多くない。本市も郵便入札の導入に併せて、閲覧方式だと顔を合わせる機会があるため、参加者ができるだけ接触しない方法として販売方式に切り替えた。県内ではほとんどない。

竹下委員 情報を漏らさないようにするには経費は掛かるが販売店から設計図書を宅配するようになれば情報は内部からしか考えられない。できるだけ情報元を特定できるようにすべきでは。

奥谷係長 できるだけ接触しないように考えた結果であり、費用負担、その支払方法などの問題もあり、将来的には電子情報での配信も視野に入れなければならないと考えている。

大山委員 予定価格を公表してその範囲内で業者を決定するという入札は談合の起こり易いものとなっているのでは。島根県の尾原ダムでは予定価格を決めずに参加者から技術提案を受けて検討した後に予定価格を決める。談合を防ぐにはいい方法では。談合防止だけでなく入札方法自体を変えていくべきでは。今の状況では談合はなくなるし価格も下がる。

奥谷係長 総合評価方式と呼ばれる入札方式で、今国をはじめとして取り入れようとしている。金額だけでなく高い技術の評価していくもの。国、県、市町村などが参加して発注方法自体の研究をおこなっている。本市の場合も地域協議会に参加して検討している。基本的に大規模で技術的提案の余地のあるものが対象となるので市レベルに取り入れられるかどうか検討している。

松原会長 いわゆる総トータル方式、設計基準にそった積み上げ方式ではなく各業者が持っている技術力を発揮して行う。通常は、設計基準は設計書に従っていれば設計者は責任を問われない。設計基準によらずいいものを作る。その代わり設計者が責任を問われる。そういう時代になりつつある。市の発注にも総合評価方式を取り入れることは良いこと。

竹下委員 工事の発注件数が258件、随契が115件で落札率が97.2%、公募型が96.8%、希望型が95.5%、指名が95.7%で公募型も希望型もほとんど変わっていない。水道局も随契96.5%、指名が97.3%となっており落札率において著しい改善点がない。予定価格の公表がこのような状況の原因ではないのか。入札契約課ができて変わらぬ。業者はできるだけ高くというのは当然だが、結果も見せないと市民の批判も出てくる。

末葎課長 わずかではあるが昨年までの通常指名でおこなっていたときより効果は出ていると考える。また、予定価格の事前公表が前提で郵便入札が成り立っており難しい問題である。

松原会長 比較的低価格のものであれば技術的な部分での工事の圧縮は無理がある。大規模なものについては工法の改善、選択とうで利点があるのでは。予定価格がわかればそれに合わせて来る。高止まりになっているのでは。工事の内容によってそれを変えることはできないか。

下関主任 本年度から郵便入札はやっているが、今出ている結果に対して満足していない。思うような結果が出ていないと考えている。ただ、落札率はあくまでも数字上のことなので、こちらがコントロールできるものではないと認識している。入札参加者の競争によって決まるものだと考えている。今後については競争性を高めるような方策を取っていかなければならないと考える。しかし、制度を矢継ぎ早に変えていくのではなく、ある程度期間的なものを取りながら変えていくべきものとする。現状の結果を分析しながら、今後とも競争性の向上に向けて更なる改善につなげていきたい。

竹下委員 鳥取市の場合を見ると非常に落札率が低い。それと比べると米子市は非常に高い。高止まり安定になっている。

松原会長 他市と意見交換、情報交換はおこなっているのか。

下関主任 県と県内市町村とは契約担当者の連絡協議会を設けて、研修、事例報告、意見交換等をおこなっている。

末葎課長 競争性の問題については地域的な特性もあるのでは。

## 議題 2 米子市建設工事の入札結果等の公表に関する事務取扱要綱の制定について

下関主任 【提案説明】

現在の入札については、指名した業者を事前に公表している。今年からはじめた工事希望型については指名業者の事前公表を止めている。公募型指名競争入札、通常型指名競争入札においても指名業者の事前公表を取りやめるもの。入札執行後に入札結果として公表する。参加業者がわかっていると接触する機会を与える可能性があるため、談合防止策の一環として取り扱いを変更する。国も入札案件の半分程度を試行的に事後公表に切り替える方針。本市においては試行ではなく全面的に切り替える。その他の変更点は 公表書面を事務に支障のない範囲で複写を認める。債務負担行為に係る取り扱いの変更。工事に係る委託業務についても準用し事後公表とする。入札情報を公表することで透明性を向上させる、従来は入札情報をできるだけ外に出し第三者の目で見ってもらうという考えであったが必要な情報を適切な時期に公表して積極的に談合防止を図っていききたい。新年度から実施したい。

竹下委員 調査基準価格とは。

下関主任 低入札価格調査制度に基づき有効、無効の判断をおこなう調査に入る基準の金額

松原会長 失格基準価格とは。  
奥谷係長 調査のひとつとして金額的に失格となる金額で5社の平均に0.85を乗じたもの。  
松原会長 それでこの案件についてはよろしいか。  
各委員 了解。  
松原会長 引き続き運用状況で何かあれば。  
竹下委員 入札執行表を見ると最高額と最低額に差がほとんどない。競争になっていないのでは。  
下関主任 入札結果については、なんともコメントしようがないが、先ほども言ったように現在の入札結果の状況に全く満足していない。仮に談合と言うような問題があるのであれば今回の指名業者の事後公表のようにそれを防ぐ手立てを講じ、今後とも検討し努力をしていく。

末葎課長 年間維持工事に関しては24時間対応の非常に苦勞の多い案件と考えている。  
下関主任 今年も暫定予算のため年間維持工事を2期に分け発注を行った。維持補修は休みがなく常時出勤ができる体制をとる必要がある。利が少なく苦勞の多い仕事と聞いている。このような案件を希望型にすると参加者が少ないため通常指名にしている。

竹下委員 確実に売上が上がるのだから参加したいと思うのだが、もっと入札金額の開きがあってもよいのでは。  
松原会長 入札の価格差が発注金額に比べて非常に少ない。同じ積算根拠に従っているのだけれどもそれにしても少ない。予定価格の公表は本当に必要なのか。  
中村委員 同じ業者が何度も指名されているようだが。  
下関主任 維持補修の通常指名についてはそれだけの人を抱えて体制を整えているところを選定しているため、結果的に同じような仕事であれば同じようなメンバーになる。

竹下委員 希望型に落札率が低いものも何件もあり評価すべき点もあるのだが、本来希望型であればもっと競争性が高まるはず。  
松原会長 落札業者に聴き取りなどではできないものか。きわどい勝負の中で落札している。落札率が高い業者と低い業者を。  
中村委員 NO.62、35、49の対象者は。  
下関主任 NO.62はB級、35、49はD級。どちらかといえば下位ランクの方が競争性の高い傾向にある。

末葎課長 希望型は2割非指名としている。工事案件によってやりたい仕事もそうでない仕事も有る。  
大山委員 予定価格をつけることがよいのだろうか。業者が手を上げたくない工事は予定価格が価格に見合っていないのでは。  
末葎課長 予定価格の問題もあるが、市の工事だけではないので、技術者の配置の問題、施行場所、工期、経営上の問題などいろいろな原因が考えられ、当然やりたくない工事もあると思われる。

竹下委員 指名停止業者名について市報での公表を要望していたが、検討したのか。  
奥谷係長 前回の審議会での意見であったが、市広報の担当部局と協議したが他に健康、ごみ関係など優先して広報すべき内容があるため紙面のスペースの問題によりできないとのことであった。従って現在はホームページに掲載している。

竹下委員 もっときちんと市民に知らせるべき。努力をしてほしい。  
松原会長 紙面が空いたらできないのか。  
奥谷係長 再度、担当課と協議する。  
松原会長 今回の案件について、次回にも審議することは可能か。  
下関主任 次回は12月以降の発注案件が審議対象だが、今回審議の足りないものがあれば、次回審議案件としてあげていただいてもかまわない。また、今回提出資料を変更した。希望の資料があれば連絡いただきたい。

松原会長 終了。